

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	行	平	省	○
発行	振替	額最低	払込額	発行	発行	用振替	の法律項及	發行	名稱及び	条件等を次	令第三十	財務省告示第
行価	行単	額面	金額	行方	方法	法項の適	法律及び根	行	及び記	年十一月	二十一号	国債の發行等に
格	日	位	金	額	法	適	そ	拠	記	と	一	三百九十三号
錢額平す額の振	五千五百五額い募の定以律社	利付	財務大臣	第六十	十二月四日	第六条第十一項の規定に	昭和五十七年大藏			おり告	三十号	に關する省令
面成るの記替	万四四万面に集振の下へ平、一	回付	藤井	回付	四日	示する。				示す		（昭和五十七年大藏
金二。整載法	円百十円金よ取替適一	債第年別	裕久	債券（五年）（第八十								）
額十數又の	五四額る扱機用振	法律第										
百一年倍は規	十億で發機関を受替	二十三年										
円の記定	五九百行関は受け法	法律第										
に十金録に	円千四十四億募集	七年										
つき一百円	七百八十五千三百	法律第										
日	四百五十萬四百	七十五号。										
		の規										
三十												
一												

錢額平す額の振  
面成るの記替  
金二。整載法  
額十數又の  
百一年倍は規  
円の記定  
に十金録に  
つき一百円  
日

額はよ  
に、る  
よ最振  
る低替  
も額口  
の面座  
と金簿

五千五百五額い募の定以律社  
万四四万面に集振の下へ平、一  
円百十円金よ取替適一  
五四額る扱機用振  
十億で發機関を受替  
五九百行関は受け法  
円千四十四億募集  
七百八十五千三百  
四百五十萬四百

利付  
回付  
債第年別  
法律第  
二十三年  
法律第  
七年  
法律第  
七十五号。

財務大臣 藤井 裕久

法律第  
二十三年  
法律第  
七年  
法律第  
七十五号。

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(一) 年

○ るす出額  
。るしに各  
期 た 加募  
日 金 集  
に額 取  
払を 次  
い第 扱機  
込十 算  
む八 式は  
も号に、  
のによ  
と規り込  
す定算金

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{50}{365}$$

(二)

初期利子

規下は期た期平  
定、が金と成る税人にの法す国をかのれに中れに  
す次そ銀額し二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發  
る号の行を、十とを適該式で者を當該式にものもる行時  
期及翌休支次二が乗用非にありが發金金によとにと得  
日び営業払の年でじを居よ場居時額額よりつ記し税い  
に第業う算三きた受住り合居時（に算てが  
つ十日。式月くる金け者算に住に（た百出は又振源、  
い五にたに二。額る又出は者おだは替泉そ  
て号支當だよ十）る所はし、又いし分し、は  
同に払たしり日を控得外た前はて、のた前記口徵の  
じおうる、算を除税國金記外取当二金記録座収利  
い（と支出支すの法額（一）國得該十額（一）さ簿さ子  
て以き払し払

十  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払  
込  
期  
所  
日  
払  
利  
還  
金  
支  
額  
元  
場  
所  
金  
支  
額  
償  
還  
期  
期  
限  
償  
償  
後  
の  
利  
期  
子  
以

平  
成  
二  
十  
一  
年  
十  
一  
月  
九  
日  
日  
額  
本  
銀  
行  
百  
円  
年  
六  
行  
支  
額  
成  
金  
額  
十  
支  
の  
三  
と  
二  
う  
し  
に  
つ  
き  
百  
日  
利  
子  
利  
還  
金  
期  
月  
月  
各  
月  
支  
間  
月  
付  
利  
利  
の  
利  
子  
以

額面金額 ×  $\frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$